

# 知財の広場

## 4月1日より、新たな特許料等の減免制度がスタート

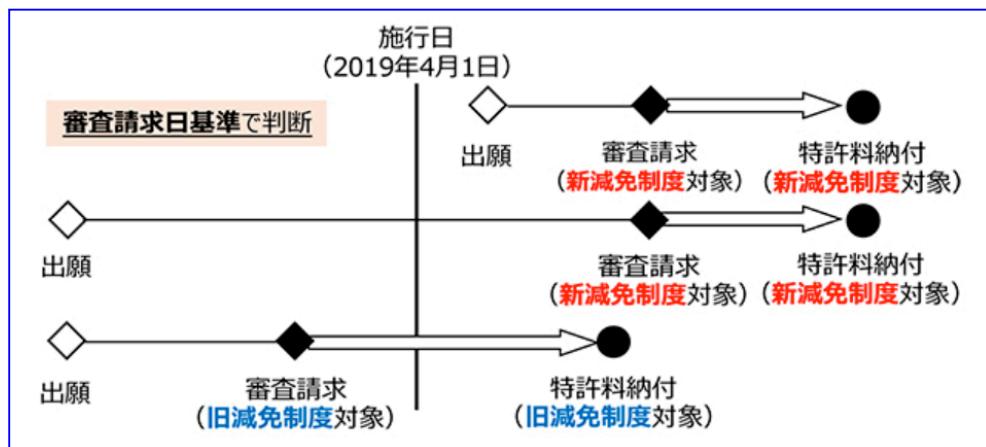
中小企業等を対象とした「審査請求料」、「特許料(1~10年分)」の減免制度が始まります。

減免申請手続が特許庁に一元化され大幅に簡素化されます。

2019年4月1日以降に審査請求した案件については、減免申請書を提出しなくとも、「出願審査請求書」の【手数料に関する特記事項】、又は「特許料納付書」の【特許料等に関する特記事項】に「減免を受ける旨」と「減免申請書の提出を省略する旨」の記載をすれば、減免を受けることが可能となります。また、証明書類についても、提出が不要となります。詳しくは特許庁のHPページでご覧ください。

＜特許＞ 中小企業等対象 (ベンチャー企業は1/3です)

- ・審査請求料：1/2に軽減
- ・特許料（第1年分から第10年分）：1/2に軽減



\*施行日より前（2019年3月31日以前）に審査請求をした場合には、施行日よりも前に存在している減免制度（以下、「旧減免制度」）に基づき、審査請求料・特許料（1~10年分）に係る減免の適用が判断されます。減免申請手続は、旧減免制度における申請手続に基づき、行うことになります。



知財ナビゲーター 吉井 映滋